

投資信託セットプラン

相続定期預金

令和8年2月2日(月)～令和9年1月29日(金)



投資信託



定期預金

“投資信託”と“定期預金”を同時にお申込いただくと
“定期預金”の当初期間のみ特別金利を適用します。

投資信託

対象となる投資信託^(※)からお選びいただけます。

※「しんきんインデックスファンド225」「しんきん公共債ファンド」「リスク抑制世界8資産バランスファンド」「三菱UFJライフセレクトファンド」「つみたて投資枠専用商品」を除く、当金庫取扱ファンド

※投信インターネットサービスでのご契約は対象外

- ・裏面の「投資信託ご購入の際の留意事項」をご確認ください。
- ・当金庫の取扱いファンドは、別にご案内している「投資信託ラインナップ」でご覧いただけます。
- ・新NISAでは、年間240万円まで成長投資枠を利用した非課税での運用がご利用いただけます。

定期預金

店頭表示金利 **3か月**

+年7.00%

(税引後：年5.57795%)

特別金利は当初期間(3か月)のみの適用となり、自動継続時にはその時点での店頭表示金利が適用となります。

〈お受取利息の例〉

例：300万円お預入れで

スーパー定期(3か月)の店頭表示金利が年0.250%の場合
 $300万円 \times (0.250\% + 7.00\%) \times 91日 / 365日 = 54,226円$
(税引後43,211円)となります。(3か月=91日で計算しています。)

相続手続きから1年以内に、相続により受け継がれた資金総額200万円以上のうち、投資信託を50%以上、定期預金を50%以下の範囲で、同時にお申込いただける個人のお客さまが対象です。

あなたの未来へ こうしんと

 **こうしん 甲府信用金庫**

「投資信託セットプラン」相続定期預金 商品概要説明書

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関（当金庫以外の金融機関を含む。）での相続手続き完了日から起算し、1年以内に、相続により受け継がれた資金を原資として定期預金、および定期預金と同額以上の投資信託（※）を同時に契約できる個人のお客さま ※お預け入れ時には、「相続人であること」、「相続手続き完了時期」、「相続により受け継がれた金額」がわかる書類のご提示をお願いします。 ※当金庫取扱いファンドのうち「しんきんインデックスファンド 225」「しんきん公共債ファンド」「リスク抑制世界8資産バランスファンド」「三菱UFJライフセレクトファンド」および「つみたて投信枠専用商品」を除きます。 ※投信インターネットサービスでのご契約は対象外となります。
お預け入れ期間・ 種類	<p>3か月もの単利型スーパー定期</p> <p>※お預け入れ金額が、1口1,000万円以上の場合でも、スーパー定期としてお預け入れさせていただきます。</p> <p>※お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金成長型・利息受取型）をご利用いただけます。</p> <p>※自動継続後は前回と同一の期間・種類の定期預金として継続し、『投資信託セットプラン』相続定期預金としては継続いたしません。</p>
お預け入れ	<p>(1) 預入方法 一括してお預け入れいただけます。</p> <p>(2) 預入金額 定期預金と投資信託あわせて200万円以上、かつ相続により受け継がれた金額の範囲内（1円単位）とします。 ※定期預金は同時に契約する投資信託と同額以下とします。 ※一人何口でも預入可能ですが、一人当たりの預入限度額は相続定期預金とあわせて相続により受け継がれた金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 預入原資</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続により受け継がれた資金とします。相続により受け継がれた不動産、有価証券等の換金代金等も可能とします。 相続定期預金3か月ものの元利金を「投資信託セットプラン」へ預け替えることは可能とします。この時、相続により受け継がれた金額の範囲内で増額することもできます。ただし、当金庫の他の定期預金から「投資信託セットプラン」へ預け替えることはできません。なお、「投資信託セットプラン」の元利金を相続定期預金の新型複利定期預金に預け替えることはできますが、「投資信託セットプラン」を再度「投資信託セットプラン」に預け替えること、相続定期預金3か月ものに預け替えることはできません。 <p>(4) 預入店舗の制限 一人1店舗のみの預入とします。</p> <p>(5) 預入単位 1円単位</p>
払い戻しの方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします。
お利息	<p>(1) 上乗せ金利 年7.00%</p> <ul style="list-style-type: none"> 上乗せ金利は当該預金の満期日以降に付加いたします。ただし、自動継続扱いの場合には初回満期日に付加するものとし、自動継続後には付加いたしません。以後も同様といたします。 満期日前（自動継続扱いの場合は初回満期日前）に解約される場合は、上乗せ金利は付加いたしません。 <p>(2) 利払方法 満期日以後（自動継続式の場合は満期日）に一括してお支払い、または元金に組入れていただきます。</p> <p>(3) 計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算といたします。</p>
税金	平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合を除きます。）
中途解約時の お取扱い	満期日前に解約される場合は、お預け入れ日（自動継続扱いの場合は継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へお問い合わせください。
付加できる特約事項	マル優をご利用いただけます。
手数料	—
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務人事部内お客さま意見・要望窓口（9時～17時、電話：0120-115-240）にお申し出ください。
紛争解決措置	山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務人事部内お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後のお利息は、満期日から払戻日の前日または満期日から書替日の前日までの日数について、払戻日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 金融環境の変化、募集状況等によっては、お取扱い内容を変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。 3か月もの単利型スーパー定期の取扱いに準じます。 詳しい内容については、当金庫の本支店までお問い合わせください。

投資信託ご購入の際の留意事項

●投資信託は預金、保険契約ではありません。●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。●投資信託は元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。●投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。●投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.30%の購入時手数料（消費税込み）約定口数を乗じて得た額をご負担いただけます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約2.09%（消費税込み）を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただけます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、ご購入金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。●投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。●投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫本支店にご用意しています。